

# 令和7年度(第1回)

## 一般競争入札による 市有財産(土地)売却のご案内 (入札案内書)

磐田市 企画部資産経営課 資産活用推進グループ  
〒438-8650 磐田市国府台3番地1(磐田市役所 本庁舎4階)  
TEL 0538(37)4804 FAX 0538(37)4876

# 目 次

➤ はじめに	2 頁
令和 7 年度(第 1 回)一般競争入札売却物件一覧	
➤ 一般競争入札による市有財産（土地）の売却の流れ	3 頁
1 入札参加の申込み	4 頁
2 現地説明会	6 頁
3 入札保証金の納付	6 頁
4 入札	7 頁
5 契約の締結	11 頁
6 売買代金の支払い	12 頁
7 引き渡し・所有権移転登記	13 頁
8 その他注意事項	13 頁
➤ 市有財産一般競争入札参加申込書兼受付書	14～17 頁
➤ 土地利用計画書	18～19 頁
➤ 誓約書	20～21 頁
➤ 暴力団排除に関する誓約書	22～23 頁
➤ 入札書	24～26 頁
➤ 入札書提出用封筒の書き方	27～28 頁
➤ 委任状	29～30 頁
➤ 入札保証金還付請求書兼口座振替依頼書	31～32 頁
➤ 土地売買契約書	33～36 頁
➤ 入札心得書	37～39 頁

## はじめに

- 磐田市では、次の市有財産（土地）を一般競争入札により売却します。
- 一般競争入札による売却とは、磐田市が設定する最低売却価格以上で、最も高い価格を入札された方に購入していただく方法です。
- 入札に参加するためには、事前の申込みが必要となりますので、参加を希望される方は、この案内書を読んで、手続きの流れや売却条件等をよく確認したうえで申込んでください。

### 【令和7年度（第1回）一般競争入札売却物件一覧】

物件番号	所在	地目	面積 (m <sup>2</sup> )	最低売却価格 (円)	入札保証金 (円)
7-1	見付字不動上 4043 番、 同 4043 番 2	宅地	344 56	1,760,000	100,000

- ※ 入札価格が最低売却価格以上でないと落札できません。
- ※ 各物件の内容については、物件調書を参照してください。

- 物件は現状有姿での引き渡しとなります。物件調書はあくまでも物件の概要を把握するための参考資料ですので、申込みにあたっては、必ず各自で調査確認を行ってください。
- 売却に係る情報は、情報公開の対象となりますので、後日情報公開請求に基づき公開した場合は、公開したことを申込者に通知します。

# 一般競争入札による市有財産(土地)の売却の流れ

※ 入札公告

令和8年1月22日(木)



1 入札参加の申込み

令和8年1月22日(木)～令和8年2月10日(火)



2 現地説明会

今回は説明会を開催しません。現地を確認する際は事前に資産経営課までお問い合わせください。



3 入札保証金の納付

入札保証金は、入札受付時までに納付書により納付してください。



4 入札・落札者の決定

◎物件番号 7-1

令和8年2月19日(木) 磐田市役所本庁舎4階 大会議室



5 契約の締結

落札者へは、入札日から概ね10日以内に「落札者決定通知書」を交付します。

落札者は、「落札者決定通知書」の交付を受けた日から7日以内に契約を締結していただきます。

※ 契約締結時には、契約保証金の納付等が必要です。

※ 契約を期限内に締結できない場合は、入札保証金はお返しできません。

※ 収入印紙代は、落札者の負担となります。



6 売買代金の支払い

契約締結日から30日以内に売買代金から契約保証金を除いた額をお支払いください。

※ 契約保証金は売買代金の一部に充当します。

※ 期限内に売買代金が支払われない等で契約を解除する場合は、入札保証金を含め契約保証金はお返しできません。



7 引き渡し・所有権移転登記

※ 引き渡しは、現状のまま行います。

※ 所有権移転登記の手続きは、磐田市が行います。

※ 登録免許税は、落札者の負担となります。

## 1 入札参加の申込み

○ この入札に参加するためには、事前の申込みが必要です。

※ 申込者が入札参加者（落札された場合はその物件の買受人）となります。

※ 2人以上の連名で参加することもできます。ただし、受付後に申込者を変更することはできませんので注意してください。

## 申込資格

### 【申込みができない方】

- (1) 市税等を滞納している者
- (2) 当該市有地に関する事務に従事する磐田市の職員
- (3) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団並びに同法第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者及びこれらの者と密接な関係を有する者
- (5) 次のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
  - ① 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利得を得るために連合した者
  - ② 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - ③ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
  - ④ 上記の①から③までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過していない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (6) その他磐田市が必要と認め付した条件に反する者

## 申込方法

○ 次により、申込書に必要書類を添えて、受付期間内に受付場所に提出してください。

### 【受付期間】

期間：令和8年1月22日（木）～令和8年2月10日（火）

※ ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

時間：午前8時30分～午後5時15分

### 【受付場所】

物件番号	受付場所（問い合わせ先）
7-1	<u>磐田市 企画部 資産経営課 資産活用推進グループ</u> 〒438-8650 磐田市国府台3番地1 磐田市役所本庁舎4階 (電話) 0538-37-4804 (ファックス) 0538-37-4876

### 【提出方法】

持参又は特定記録郵便による郵送

（郵送の場合は2月10日（火）午後5時15分必着）

### 【提出書類】

- (1) 市有財産一般競争入札参加申込書兼受付書（1物件につき1部）
- (2) 土地利用計画書（1物件につき1部）
- (3) 誓約書
- (4) 暴力団排除に関する誓約書
- (5) 住民票(本籍地と筆頭者の記載のある住民票)又は履歴事項全部証明書(法人の場合)
- (6) 市税完納証明書
- (7) 宅地建物取引業免許を有することが判る書類（販売を目的とする場合）

※ 提出書類は、14～22ページの各様式により作成し、必要事項の記入、押印を確認のうえ、提出してください。

また、様式は、市のホームページからもダウンロードできます。

URL [【http://www.city.iwata.shizuoka.jp/】](http://www.city.iwata.shizuoka.jp/) → ページ番号検索【1004441】で検索

- ※ 申込み受付後、受付番号を付した市有財産一般競争入札参加申込書兼受付書のコピーを交付しますので、入札日の受付の際に持参してください。
- ※ 提出された書類は返還しませんので、あらかじめご了承ください。

## 2 現地説明会

- 今回は実施しません。現地を確認する際は事前に資産経営課までお問い合わせください。
- 物件は、現状のままで引き渡します。立木の伐採、地上・地下工作物等の補修・撤去などは行いません。

## 3 入札保証金の納付

- 入札保証金とは、誠実な入札者にのみ参加していただくために納めていただくものです。入札に参加される方は、入札の受付までに入札保証金として所定の金額を所定の納付書で納めてください。

- ※ 入札保証金の納付書は、参加申込みの際に受付で発行します。
- ※ 入札の受付時に入札保証金の納付を確認しますので、領収書を持参してください（受付時に納付が確認できないと、入札に参加することができません）。

- 落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当させていただきます。また、落札者以外の方の入札保証金は、入札終了後に指定の口座にお返しします。なお、送金には、入札終了から概ね 10~20 日程度の期間を要しますので、承知願います（入札保証金に利息はつきません）。

## 4 入 札

○ 入札を行う場所及び日時は、次のとおりです。

### 【場 所】

磐田市国府台 3 番地 1 磐田市役所本庁舎 4 階 大会議室

### 【日 時】

物 件 番 号	所 在	入 札 日 時		
		入 札 日	受 付 時 間	入 札 開 始
7-1	見付字不動上 4043 番、 同 4043 番 2	令和 8 年 2 月 19 日(木)	9:00 ~ 9:20	9:30

※ 受付時間に遅れた場合は、入札に参加できませんので、ご注意ください。

※ 開札は、入札終了後、直ちに行います。

## 入札会場案内図

### 【庁舎配置図】



### 【本庁舎 4 階 大会議室】



## 入札日に持参していただくもの

### (1) 市有財産一般競争入札参加申込書兼受付書

- 申込み時に交付されたもの（受付印が押印されたもの）を持参してください。

### (2) 納入通知書兼領収書

- 申込み時に入札保証金の納付書を発行しますので、領収書（金融機関の領収印を押印したもの）を持参してください。

※ 入札保証金の金額は、物件ごとに異なりますので、間違えないよう注意してください。

### (3) 入札保証金還付請求書兼口座振替依頼書

- 31 ページの様式により作成してください。

### (4) 入札書

- 24 ページの様式により作成してください。

### (5) 入札用封筒

- 入札時に入札書を封かんするので、入札書を入れる封筒を各自用意してください。（27～28 ページ参照）
- 色、大きさの指定は特にありませんが、中身が透けて見えないものを用意してください。

### (6) 印鑑

- 市有財産一般競争入札参加申込書兼受付書に押印した印鑑と同じものを用意してください。
- 代理人が入札に参加する場合は、委任状に押印した代理人使用印と同じものを用意してください。

### (7) 身分証明書

- 参加者が申込者又は代理人本人であることが証明できるもの（運転免許証など）を用意してください。

### (8) 筆記用具

- 黒若しくは青の万年筆又はボールペンを用意してください。

### (9) 委任状（代理人が参加される場合のみ必要）

- 代理人や法人の代表権のない方が入札に参加される場合は、委任状(29 ページの様式)が必要となります。
- 連名での申込みの場合は、申込者全員の代表者（又は代理人）に対する委任状が必要となります。

※ なお、委任状、入札書の様式は、市のホームページからもダウンロードできます。

URL [【http://www.city.iwata.shizuoka.jp/】](http://www.city.iwata.shizuoka.jp/) → ページ番号検索【1004441】で検索

## 入札に当たっての注意事項

- (1) 入札書には、入札者の住所・氏名（代理人の方が入札する場合は、入札者及び代理人の住所・氏名）を記入の上、本人が入札する場合は本人の印鑑を、代理人が入札する場合は代理人の印鑑（委任状に押印した「代理人使用印」に限る。）を押印して下さい。
- (2) 入札書の金額の数字は、算用数字（0, 1, 2, 3, . . .）を使用し、はじめの数字の前に「¥」を記入してください。
- (3) 入札した入札書は、いかなる理由があっても、書き換え、引き換え又は撤回することはできません。
- (4) 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
  - ① 入札に参加する資格がない者がした入札
  - ② 入札参加申込みをしなかった者がした入札
  - ③ 1人で1度に2通以上の入札書を提出した場合はその全部の入札
  - ④ 所定の入札保証金を納付しない者がした入札
  - ⑤ 代理人で代理権の確認を受けていない代理人がした入札
  - ⑥ 1物件につき、1人で他人の代理人も兼ねて参加した者がした入札又は1人で2以上の代理をした者がした入札
  - ⑦ 入札書の金額を訂正した入札
  - ⑧ 入札書の入札金額、氏名（法人にあっては商号名称及び代表者名）の確認し難いもの、押印のないもの、鉛筆書きのもの、その他主要な事項が誤字・脱字等により意思表示が不明瞭なため識別しがたいもの
  - ⑨ 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと関係職員が認める場合においての全部の入札
  - ⑩ 入札に当たり他人を脅迫し、その他不正の行為があった者がした入札
  - ⑪ 入札に関し、市の担当職員の指示に従わなかった者がした入札
  - ⑫ 郵送による入札
  - ⑬ 前各号に掲げるもののほか、「入札案内書」及び「入札心得書」に規定する入札に関する条項に違反した者がした入札

## 開札・落札者の決定方法

- (1) 開札は、入札終了後に入札の場所において直ちに行います。
- (2) 落札者は、次の方法により決定します。
  - ① 有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が磐田市の定める最低売却価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。
  - ② ①に該当する者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。この場合、入札者は「くじ」を辞退することができません。
- (3) 開札の結果、落札者があるときは、落札者の氏名（法人の場合はその名称）及び落札金額を、落札者がないときはその旨をお知らせします。

## 入札結果の公開

- 入札結果は、市のホームページに落札者の個人・法人の別、落札金額等の情報を掲載します。
- 後日磐田市情報公開条例（平成17年4月1日磐田市条例第25号）に基づく請求により情報公開した場合は、その旨を通知します。

## 5 契約の締結

### 契約の説明

- 落札者には、入札日当日の落札者決定後、直ちに契約の手続きの説明を行い、必要な書類を交付します。

### 契約の締結

- 落札者は、「落札者決定通知書」の交付を受けた日から7日以内に磐田市と土地売買契約書により、売買契約を締結しなければなりません。  
※ 売買契約は、必ず「落札者」名義で締結してください。連名で参加した場合は、必ず申込者全員の名義で締結してください。
- 落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札を無効とします。落札を

無効とした場合は、入札保証金をお返ししません。

- 契約を締結する際、売買代金の 100 分の 10 以上の金額を契約保証金としてお支払いいただきます。

なお、入札保証金を契約保証金の一部に充当することができますので、充当した場合は、差額分をお支払いいただくことになります。

また、契約保証金の納付のほか、契約を締結するにあたっては、印鑑登録書、住民票の写し（法人の場合は履歴事項全部証明書）などの必要書類を用意する必要があります（証明書類は、1ヶ月以内に発行されたものとします）。

- 売買契約書（磐田市保管用のもの1部）に貼付する収入印紙など、契約の締結及び履行に必要な費用は、落札者の負担となります。

### 契約に付す条件

- 落札者は、買い受けた市有財産（土地）を次の用途に使用することはできません。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項に定める風俗営業又は同条第 5 項に定める風俗関連営業その他これらに類する用途
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所又はその他これに類する用途
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第 5 条に規定する観察処分を受けた団体の事務所又はその他これに類する用途
- (4) 破壊活動防止法(昭和 27 年法律第 240 号)第 5 条第 3 号に規定する処分又は同法第 7 条に規定する解散の指定を受けた破壊的団体の事務所又はその他これに類する用途

### 6 売買代金の支払い

- 売買代金は、契約締結日から 30 日以内にお支払いただきます。契約保証金を売買代金の一部に充当しますので、差額を磐田市の発行する納入通知書によりお支払いください。
- 売買代金が期限までに支払われない等の違約行為により売買契約を解除した場合は、充当した入札保証金分も含め契約保証金をお返ししません。

## 7 引き渡し・所有権移転登記

- 物件の所有権は、売買代金の支払いが完了したときに移転し、引き渡しがあつたものとします。
- 所有権の移転登記は、物件の所有権が移転した後に市が行い、登記完了後に市から落札者に登記完了証と登記識別情報通知を引き渡します。
- 登録免許税等の登記に要する費用は落札者の負担となりますので、所有権を移転登記するときまでに必要な額面の収入印紙等を用意してください。
- 落札者は、所有権移転登記前にその物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。
- 連名で売買契約を締結した物件は、連名者全員の名義(共有名義)で所有権移転の登記をします。

## 8 その他注意事項

- 物件は、現状での引渡しとなります。必ず事前に現地及び周囲の構造物等の状況を確認し承知したうえでお申込みください。なお、物件調書の記載事項が現状と異なる場合は現状が優先します。
- 建物を建築するに当たっては、建築基準法及び県、市の条例等により指導等がなされる場合や負担金等が必要となる場合がありますので、前もって関係機関に相談の上、了解しておいてください。
- 売買契約を締結した後、物件の滅失、毀損等の損害が生じたときは、その損害は落札者の負担とします。
- 落札者は、売買契約を締結した後、物件に数量の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。
- 活用するに当たっては、法令等を遵守するとともに、開発逃れその他脱法行為と誤解を招くおそれのある行為は厳に謹んでください。
- その他この入札案内書に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令、その他関連法令等の定めるところによります。

受付番号

※ 7 — —

## 市有財産一般競争入札参加申込書兼受付書

令和 年 月 日

磐田市長 様

磐田市が実施する令和7年度(第1回)一般競争入札による市有財産(土地)の売却について、入札案内書の内容を承諾のうえ、次のとおり申込みます。

### 1 申込者

住 所 〒

ふりがな

氏 名

(印)

電 話

注1) 法人の場合は、所在地、法人の名称及び代表者の職氏名を記入してください。

注2) 連名による申込みの場合は、代表者を申込者欄に記入し、申込者全員を別葉に記載して本書に添付してください。

### 2 申込物件

希望する物件番号の欄のいずれかひとつに○印を付けてください。

(申込みは入札しようとする物件ごと必要です。)

物件番号	所 在	入 札 日 時		
		入札日	受付時間	入札開始
7-1	見付字不動上 4043 番、 同 4043 番 2	令和8年 2月 19 日(木)	9:00~9:20	9:30

注1) 申込みに当たっては、本書と土地利用計画書及び誓約書に必要事項を記入のうえ、各種証明書を添付し受付窓口に持参してください。(入札案内書5ページ参照)

【受付窓口】磐田市国府台3番地1

磐田市役所企画部資産経営課 資産活用推進グループ 0538-37-4804

【入札場所】磐田市役所本庁舎4階 大会議室

- 申込みを受けた方には本書のコピーを交付しますので、当日忘れずに持参してください。(その他必要なものについては、入札案内書9ページ参照)

注2) ※ 印の付してある欄には記入しないでください。

※ 受付印

資産経営課提出用

受付番号

※ ○ — —

## 市有財産一般競争入札参加申込書兼受付書

磐田市長様

申込書提出日を記入

(郵送の場合は発送日を記入)

令和〇〇年△月□日

磐田市が実施する令和〇〇年度（第△回）一般競争入札による市有財産（土地）の売却について、入札案内書の内容を承諾のうえ、次のとおり申込みます。

### 1 申込者

住所 〒 438-8△5□ 磐田市国府台△□番1  
ふりがな いわた たろう  
氏名 磐田 太郎  
電話 0538-〇7-□7△1

押 印

印

注1) 法人の場合は、所在地、法人の名称及び代表者の職氏名を記入してください。

注2) 連名による申込みの場合は、代表者を申込者欄に記入し、申込者全員を別葉に記載して本書に添付してください。

### 2 申込物件

申込物件に〇印を付ける（申込書1枚につき1物件）

希望する物件番号の欄のいずれかひとつに〇印を付けてください。

（申込みは入札しようとする物件ごと必要です。）

物件番号	所在	入札日時		
		入札日	受付時間	入札開始
〇-〇	〇〇字〇〇△〇番	令和〇〇年〇月△日 (□)	〇:〇~〇:〇	〇:〇
〇-△	□□二丁目△△〇〇番		□:□~□:□	□:□
〇-□	△△字番〇〇□□番		△:△~△:△	△:△

注1) 申込みに当たっては、本書と土地利用計画書及び誓約書に必要事項を記入のうえ、各種証明書を添付し受付窓口に持参してください。（入札案内書P〇参照）

【受付窓口】磐田市国府台3番地1 磐田市役所〇〇部△△課××グループ

【問い合わせ電話番号】 0538-〇〇-〇〇〇〇〇

【入札場所】磐田市役所〇庁舎△階 □会議室

・申込みを受け付けた方には本書のコピーを交付しますので、当日忘れずに持参してください。（その他必要なものについては、入札案内書〇ページ参照）

注2) ※印の付してある欄には記入しないでください。

※ 受付印

●●課提出用

●連名による申込み用

申込者 住 所 〒 \_\_\_\_\_

ふりがな

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

電 話 \_\_\_\_\_

申込者 住 所 〒 \_\_\_\_\_

ふりがな

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

電 話 \_\_\_\_\_

申込者 住 所 〒 \_\_\_\_\_

ふりがな

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

電 話 \_\_\_\_\_

申込者 住 所 〒 \_\_\_\_\_

ふりがな

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

電 話 \_\_\_\_\_

申込者 住 所 〒 \_\_\_\_\_

ふりがな

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

電 話 \_\_\_\_\_

●連名による申込み用

申込者 住所 〒 438-8△5□ 磐田市国府台△□番1  
ふりがな いわた たろう  
氏名 磐田 太郎  
電話 0538-○7-□7△1

押 印

(印)

申込者 住所 〒 438-8△5□ 磐田市国府台△□番1  
ふりがな いわた じろう  
氏名 磐田 二郎  
電話 0538-○7-□7△1

(印)

申込者 住所 〒 438-8△5□ 磐田市国府台△□番1  
ふりがな いわた さぶろう  
氏名 磐田 三郎  
電話 0538-○7-□7△1

(印)

申込者 住所 〒  
ふりがな  
氏名  
電話

申込者全員の住所、  
氏名、電話番号を記  
入のうえ押印

申込者 住所 〒  
ふりがな  
氏名  
電話

(印)

# 土 地 利 用 計 画 書

住 所

氏 名

(印)

(名称及び代表者職氏名)

電 話 ( ) -

項 目	内 容		
1 買受を希望する土地	物 件 番 号	7 -	
	所 在 地	磐田市	
	地 目	地 積	m <sup>2</sup>
2 土地利用目的	住宅・事務所・店舗・作業所・その他 ( )		
3 利 用 計 画	住 宅	本人用・家族用・貸家・その他 ( )	
	事 務 所	事務内容 ( )	
	店 舗	営業内容 ( )	
	作 業 所	作業内容 ( )	
	そ の 他	用途内容 ( )	
4 利 用 開 始 時 期	令和 年 月		
5 施設等の供する業の性質	<ul style="list-style-type: none"> <li>風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項に定める風俗営業又は同条第 5 項に定める風俗関連営業その他これらに類する用途</li> <li>暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所又はその他これに類する用途</li> <li>無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第 5 条に規定する観察処分を受けた団体の事務所又はその他これに類する用途</li> <li>破壊活動防止法(昭和 27 年法律第 240 号)第 5 条第 3 号に規定する処分又は同法第 7 条に規定する解散の指定を受けた破壊的団体の事務所又はその他これに類する用途</li> </ul> <p>上記に掲げる用途に供さない施設です。</p>		
6 公 害 の 处 理 に つ い て	汚水、有害物、ばい煙、騒音等の公害源となるものを敷地外に放出することはありません。		

注 1) この土地利用計画書は、「市有財産一般競争入札参加申込書兼受付書」に添付してください。

注 2) この土地利用計画書の記載内容は、売買契約時の土地利用指定事項となりますので、正確に記入してください。

注 3) この土地利用計画書の提出後に変更が生じたときは、市と協議のうえ、変更後の土地利用計画書を提出してください。

# 土地利用計画書

申込書と同じ印を押  
印してください。

連名での申込む場合は、代表者名を記入してください。

物件の内容を記入してください。

該当するものを○で囲んでください。

住

所 磐田市国府台△□番地

氏

名 磐田 太郎

(名称及び代表者職氏名)

電

話 (0538) 〇7-□7△1

印

項目	内容		
1 買受を希望する土地	物件番号	○○-○	
	所在地	磐田市中泉字○○ ○○番○○ 外○筆	
	地目	○○	地積
2 土地利用目的	住宅・事務所・店舗・作業所・その他 ( )		
3 利用計画	住宅	本人用・家族用・賃家・その他 ( )	
	事務所	事務内容 ( )	
	店舗	営業内容 ( )	
	作業所	作業内容 ( )	
	その他	用途内容 ( )	
4 利用開始時期	令和○○年○○月		
5 施設等の供する業の性質	<ul style="list-style-type: none"> <li>風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項に定める風俗営業又は同条第 5 項に定める風俗関連営業その他これらに類する用途</li> <li>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所又はその他これに類する用途</li> <li>無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律 第 147 号)第 5 条に規定する観察処分を受けた団体の事務所又はその他これに類する用途</li> <li>破壊活動防止法(昭和 27 年法律第 240 号)第 5 条第 3 号に規定する処分又は同法第 7 条に規定する解散の指定を受けた破壊的団体の事務所又はその他これに類する用途</li> </ul> <p>上記に掲げる用途に供さない施設です。</p>		
6 公害の処理について	汚水、有害物、ばい煙、騒音等の公害源となるものを敷地外に放出することはありません。		

注 1) この土地利用計画書は、「市有財産一般競争入札参加申込書兼受付書」に添付してください。

注 2) この土地利用計画書の記載内容は、売買契約時の土地利用指定事項となりますので、正確に記入してください。

注 3) この土地利用計画書の提出後に変更が生じたときは、市と協議のうえ、変更後の土地利用計画書を提出してください。

# 誓 約 書

私は、磐田市が実施する市有財産（土地）の売却に係る一般競争入札への参加を申込むに当たり、次の事項を誓約します。

1 次のいずれにも該当しません。

- (1) 市税等を滞納している者
- (2) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員
- (4) 当該市有地に関する事務に従事する磐田市の職員
- (5) 次のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
  - イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利得を得るために連合した者
  - ロ 落札者が磐田市と契約を締結すること又は契約者が磐田市との契約を履行することを妨げた者
  - ハ 正当な理由がなくて磐田市との契約を履行しなかった者
  - ニ 上記のイからハまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過していない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (6) 買い受けた市有地を次の各号に掲げる用途に供しようとする者
  - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業又は同条第5項に定める風俗関連営業その他これらに類する用途
  - ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所又はその他これに類する用途
  - ハ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所又はその他これに類する用途
  - ニ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第5条第3号に規定する処分又は同法第7条に規定する解散の指定を受けた破壊的団体の事務所又はその他これに類する用途
- (7) 前各号に定めるものほか、必要とする条件を満たしていない者

2 物件を活用するに際しては、法令等遵守するとともに、開発逃れその他脱法行為と誤解を招くおそれのある行為は一切しません。

3 入札案内書、物件調書、土地売買契約書及び売却物件の法令上の規制等、すべてを承知のうえ申込みますので、後日これらの事項について磐田市に対して一切の異議及び苦情を申立てません。

令和　　年　　月　　日  
磐田市長 様

住　　所  
( 所 在 地 )  
氏　　名  
(法人名・代表者職氏名)

印

# 誓 約 書

私は、磐田市が実施する市有財産（土地）の売却に係る一般競争入札への参加を申込むに当たり、次の事項を誓約します。

1 次のいずれにも該当しません。

- (1) 市税等を滞納している者
- (2) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員
- (4) 当該市有地に関する事務に従事する磐田市の職員
- (5) 次のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
  - イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利得を得るために連合した者
  - ロ 落札者が磐田市と契約を締結すること又は契約者が磐田市との契約を履行することを妨げた者
  - ハ 正当な理由がなくて磐田市との契約を履行しなかった者
  - ニ 上記のイからハまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過していない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (6) 買い受けた市有地を次の各号に掲げる用途に供しようとする者
  - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業又は同条第5項に定める風俗関連営業その他これらに類する用途
  - ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所又はその他これに類する用途
  - ハ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所又はその他これに類する用途
  - ニ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第5条第3号に規定する処分又は同法第7条に規定する解散の指定を受けた破壊的団体の事務所又はその他これに類する用途
- (7) 前各号に定めるものほか、必要とする条件を満たしていない者

2 物件を活用するに際しては、法令等遵守するとともに、開発逃れその他脱法行為と誤解を招くおそれのある行為は一切しません。

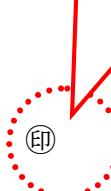
3 入札案内書、物件調書、土地売買契約書及び売却物件の法令上の規制等、すべてを承知のうえ申込みますので、後日これらの事項について磐田市に対して一切の異議及び苦情を申立てません。

令和〇〇年〇〇月〇〇日  
磐田市長様

誓約書の作成日を  
記入してください

申込書の印と同じ印を押  
印してください。

住 所 磐田市国府台△□番1  
(所在地)  
氏 名 磐田 太郎  
(法人名・代表者職氏名)



連名による申込みの場合は、申込者ごとに作成してください。

# 暴力団排除に関する誓約書

令和 年 月 日

磐田市長様

住 所

(所 在 地)

氏 名

印

(法人名・代表者職氏名)

私は、下記のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

なお、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、貴市において必要と判断した場合に、警察等関係機関に照会することについて承諾します。

## 記

- 1 役員等（契約者が個人である場合にはその者を、契約者が法人である場合にはその役員又はその支店等の代表者、その他の団体にあっては法人等の役員と同様の責任を有する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- 2 暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等が経営に実施的に関与している者
- 3 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している者
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- 5 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 6 上記の1から5までのいずれかに該当することを知りながらこれを利用している者

※ 連名による申込みの場合は、申込者ごとに作成してください。

## 暴力団排除に関する誓約書

作成年月日を記入してください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

磐田市長様

住 所 磐田市国府台△口番 1

(所在 地)

氏 名 磐田 太郎

(法人名・代表者職氏名)

(印)

申込書の印と同じ印を押印してください。

私は、下記のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

なお、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、貴市において必要と判断した場合に、警察等関係機関に照会することについて承諾します。

記

- 役員等（契約者が個人である場合にはその者を、契約者が法人である場合にはその役員又はその支店等の代表者、その他の団体にあっては法人等の役員と同様の責任を有する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- 暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等が経営に実施的に関与している者
- 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している者
- 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 上記の1から5までのいずれかに該当することを知りながらこれを利用している者

令和 7 年度(第 1 回)市有財産の一般競争入札

磐田市長 様

## 入札書

金額		億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

物件番号	所在
7-1	見付字不動上 4043 番、同 4043 番 2

※ 物件番号の欄に○印を付けてください。

令和 7 年度(第 1 回)一般競争入札による市有財産(土地) 売却のご案内(入札案内書) 等を承諾のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

入札者

住 所

(所在地)

氏 名

印

(法人名・代表者職氏名)

代理人

住 所

氏 名

印

<注意事項>

- ・金額の数字は算用数字を使用し、はじめの数字の前に「¥」を記入すること
- ・金額の訂正を行わないこと
- ・代理人が入札する場合、入札者の住所、氏名及び代理人の住所、氏名を記入のうえ、委任状に押印した代理人使用印を押印すること。(入札者の押印は不要)

令和〇〇年度（第△回）市有財産の一般競争入札

磐田市長様

はじめの数字の前に「¥」を記入

## 入札書

金額	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
	¥	△	6	□	7	0	0	0	0

物件番号	所在
〇〇-×	〇〇字〇〇△〇番
〇〇-△	□□二丁目△△〇〇番
〇〇-□	△△字番〇〇□□番

※物件番号の欄のいずれかに印をつける

入札に参加する物件番号に○印をつける

令和〇〇年度（第△回）一般競争入札による市有財産（土地）売却のご案内（入札案内書）等を承諾のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和〇〇年△月□日

入札日を記入

押印（申込書の印と同一印）

入札者

住 所 磐田市国府台△□番1  
(所在地)氏 名 磐田 太郎  
(法人名・代表者職氏名)

印

代理人

住 所  
氏 名

印

## &lt;注意事項&gt;

- ・金額の数字は算用数字を使用し、はじめの数字の前に「¥」を記入すること
- ・金額の訂正を行わないこと
- ・代理人が入札する場合、入札者の住所、氏名及び代理人の住所、氏名を記入のうえ、委任状に押印した代理人使用印を押印すること。（入札者の押印は不要）

令和〇〇年度（第△回）市有財産の一般競争入札

磐田市長様

はじめの数字の前に「¥」を記入

## 入札書

金額	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
	¥	△	6	□	7	0	0	0	0

物件番号	所在
〇-×	〇〇字〇〇△〇番
〇-△	□□二丁目△△〇〇番
〇-□	△△字番〇〇□□番

※物件番号の欄のいずれかに印を付けて

入札に参加する物件番号に〇印をつける

令和〇〇年度（第△回）一般競争入札による市有財産（土地）売却のご案内（入札案内書）等を承諾のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和〇〇年△月□日

入札日を記入

入札者

住 所 磐田市国府台△□番 1

(所在地)

氏 名 磐田 太郎

印

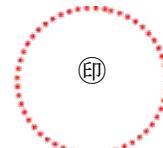
(法人名・代表者職氏名)

押印（委任状の代理人使用印と同一

代理人

住 所 磐田市国府台△□番 1

氏 名 磐田 一夫



## &lt;注意事項&gt;

- ・金額の数字は算用数字を使用し、はじめの数字の前に「¥」を記入すること
- ・金額の訂正を行わないこと
- ・代理人が入札する場合、入札者の住所、氏名及び代理人の住所、氏名を記入のうえ、委任状に押印した代理人使用印を押印すること。（入札者の押印は不要）

## 入札書提出用封筒の書き方（申込者本人が入札に参加する場合）

必要な内容が記載されていれば封筒の裏表・縦書き、横書きは問いません。

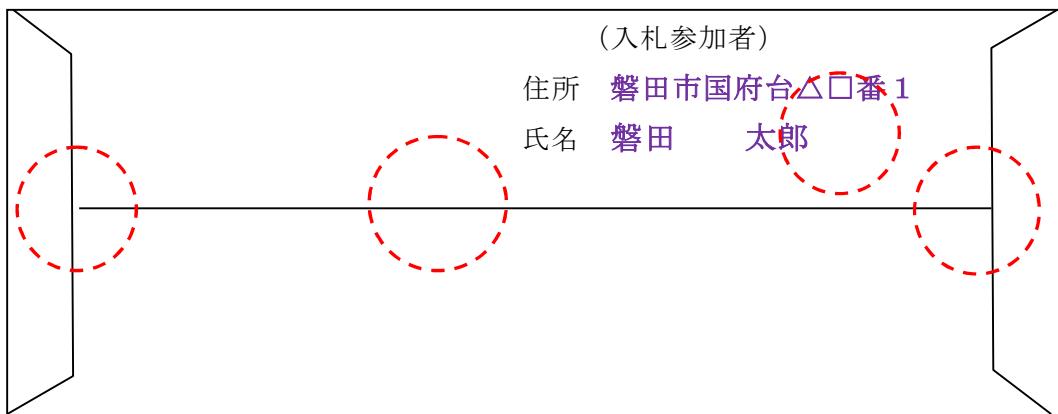
（封筒の外から中身が透けなければ封筒の色（白、茶など）は問いません）

（本人の場合）

物件番号 第 ○一△ 号	令和○○年 △月 □日
磐田市 ○○ 字○○ △○番	入札書在中
(入札対象財産の所在地)	
磐田市長 様	

入札日を記入

入札参加物件を記入



の箇所には申込書と同一印を押印して下さい。

## 入札書提出用封筒の書き方（代理人が入札に参加する場合）

必要な内容が記載されていれば封筒の裏表・縦書き、横書きは問いません。

（封筒の外から中身が透けなければ封筒の色（白、茶など）は問いません）

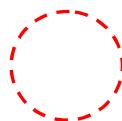
（代理人の場合）

入札日を記入

物件番号 第 ○一△ 号	令和○○年 △月 □日
磐田市 ○○ 字○○ △○番	入札書在中
(入札対象財産の所在地)	
磐田市長 様	

入札参加物件を記入

(入札参加者)	
住所 磐田市国府台△□番1	
氏名 磐田 太郎	
(代理人)	
住所 磐田市国府台△□番1	
氏名 磐田 三郎	



の箇所には委任状の代理人使用印と同一印を押印して下さい。

# 委 任 状

令和 年 月 日

磐田市長 様

申込者（委任した者）

住 所 〒\_\_\_\_\_

(所在 地)

ふりがな

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

(法人名・代表者職氏名)

電話番号 \_\_\_\_\_

私は、磐田市が実施する令和7年度(第1回)市有財産（土地）の売却に係る一般競争入札に参加するにあたり、次の者を代理人と定め、下記物件の一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

物件番号	所 在
7-1	見付字不動上4043番、同4043番2

※ 物件番号の欄に○印を付けてください。

代理人（委任された者）

住 所 〒\_\_\_\_\_

ふりがな

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

代理人使用印

注1) 委任状は、入札しようとする物件ごとに必要です。

注2) 申込書と委任状の押印は同一印を使用してください。

注3) 「代理人使用印」の枠内に、代理人が使用する印鑑を押印してください。代理人は入札書にこの使用印を使用しなければなりません。

注4) 連名による申込みの場合は、申込者全員の委任状を作成してください。法人の代表権が無い方が入札に参加する場合も委任状は必要です。

# 委任状

委任状作成日を記載

令和〇〇年 △月 □日

磐田市長様

連名の場合は全員分を作成

押印（申込書の印と同一

申込者（委任した者）

住 所 〒438-8△5□ 磐田市国府台△□番1

（所在地）

ふりがな いわた たろう

氏 名 磐田 太郎

印

（法人名・代表者職氏名）

電話番号 0538-〇7-□7△1

私は、磐田市が実施する令和〇〇年度（第△回）市有財産（土地）の売却に係る一般競争入札に参加するにあたり、次の者を代理人と定め、下記物件の一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

申し込みをする物件番号に○印を付ける

物件番号	所 在
〇〇-×	〇〇 字〇〇 △〇番
〇〇-△	□□二丁目△△ 〇〇番
〇〇-□	△△ 字番〇〇 □□番

※ 物件番号の欄のいずれかひとつに○印を付けてください。

代理人（委任された者）

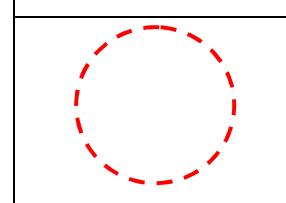
住 所 〒438-8△5□ 磐田市国府台△□番1

ふりがな いわた かずお

氏 名 磐田 一夫

電話番号 0538-〇7-□7△1

代理人使用印



注1) 委任状は、入札しようとする物件ごとに必要です。

注2) 申込書と委任状の押印は同一印を使用してください。

注3) 「代理人使用印」の枠内に、代理人が使用する印鑑を押印してください。代理人は入札書にこの使用印を使用しなければなりません。

注4) 連名による申込みの場合は、申込者全員の委任状を作成してください。法人の代表権が無い方が入札に参加する場合も委任状は必要です。

押印（連名での申込みで代表者へ委任する場合は申込書の印と同一印を押印）

# 入札保証金還付請求書兼口座振替依頼書

令和 年 月 日

磐田市長様

還付請求者（入札者）

住 所 〒

氏名又は名称

及び代表者職氏名

印

連絡先電話番号

磐田市契約規則第17条の規定により、入札保証金の還付を受けたいので、下記のとおり請求します。

なお、還付金は、下記の口座に振り込んでください。

記

## 1 請求内容

入札区分	令和7年度 第1回 市有財産（土地）売却に係る一般競争入札									
物件番号	7-	所在								
還付請求金額（入札保証金額）	億 千万 百万 拾万 万 千 百 拾 円									

## 2 振込先指定口座

金融機関名	銀行・農協・信用金庫 信用組合・労働金庫						本店・支店 出張所	
預金種別	普通・当座		口座番号					
口座名義人 氏名又は商号名称	(フリガナ)							

### ＜注意事項＞

- ・本書は、物件ごとに作成し、入札日当日に入札会場受付へ提出してください。
- ・還付請求者の印は、入札参加申込書の申込者の印を押印してください。
- ・金額は、算用数字を用いて頭に「¥」記号をつけて記入してください。
- ・金額欄の訂正はしないでください。
- ・振込先指定口座は、入札者（申込者又は連名での申込みの場合はその代表者）の口座を記入してください。
- ・ゆうちょ銀行の口座は取り扱いできません。

## 入札保証金還付請求書兼口座振替依頼書

### 入札執行日を記載

令和〇〇年 △月 □日

## 磐田市長 様

### 還付請求者（入札者）

押印（申込書の印と同一

住 所 〒438-8△5□ 磐田市国府台△□番 1

### 氏名又は名称

及び代表者職氏名 磐田 太郎

印

連絡先電話番号 0538-〇7-□7△1

じめの数字の前に「¥」を記入

磐田市契約規則第17条の規定により、入札保証金の還付を受けたいので、下記のとおり請求します。

なお、還付金は、下記の口座に振り込んでください。

### 物件番号を記載

記

### 物件の所在を記載

## 1 請求內容

入札区分	令和〇〇年度 第〇回 市有財産（土地）売却に係る一般競争入札								
物件番号	〇〇-〇	所在	〇〇字△△ □□番◇◇外☆筆						
還付請求金額（入札保証金額）	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
	¥	△	〇	□	0	0	0	0	0

## 2 振込先指定口座

金融機関名	磐田 銀行・農協・信用金庫 信用組合・労働金庫	国府台 中	本店・支店 出張所
預金種別	普通	当座	口座番号 0 1 △ 9 □ 2 ○
口座名義人 氏名又は商号名称	(フリガナ) イワタ タロウ 磐田 太郎		

### ＜注意事項＞

- ・本書は、物件ごとに作成し、入札日当日に入札会場受付へ提出してください。
  - ・還付請求者の印は、入札参加申込書の申込者の印を押印してください。
  - ・金額は、算用数字を用いて頭に「¥」記号をつけて記入してください。
  - ・金額欄の訂正はしないでください。
  - ・振込先指定口座は、入札者(申込者又は連名での申込みの場合はその代表者)の口座を記入してください。
  - ・ゆうちょ銀行の口座は取り扱いできません。

入札参加申込者の印  
内容を記載

## 入札参加申込者の口座の 内容を記載

# 土地売買契約書

収入  
印紙

売扱人 磐田市（以下「甲」という。）と、買受人【落札者】（以下「乙」という。）とは、次の条項により、土地売買契約を締結する。

## （信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

## （売買物件）

第2条 甲は、その所有する次に掲げる土地（以下「当該物件」という。）を乙に売り渡し、乙は、これを現状有姿により買い受けるものとする。

所 在	地目	登記簿面積	摘要
【落札物件所在地】	【地目】	【物件面積】 m <sup>2</sup>	

## （売買代金の額）

第3条 当該物件の売買代金は、金 【落札金額】 円とする。

## （契約保証金）

第4条 乙は、この契約の締結までに契約保証金として、金 【落札金額の10%以上の金額】 円を、甲に支払わなければならない。

2 前項の契約保証金には、利息を付さない。

3 甲は、乙が次条第1項に定める支払義務を履行したときは、契約保証金を売買代金の一部に充当するものとする。

## （売買代金の支払方法等）

第5条 乙は、第3条の売買代金から前条第1項の契約保証金を控除した金 【売買代金から契約保証金を除いた金額】 円を、甲が発行する納入通知書により、令和 年 月 日までに、甲が指定するところに支払わなければならない。

2 乙は、前項に定める代金の支払いを遅延したときは、支払期日の翌日から支払い完了の日までの日数に応じて、未払いの売買代金に年利率14.6パーセントの割合を乗じて算出した金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を、遅延利息として甲に支払わなければならない。ただし、あらかじめ甲に届け出て、甲がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

3 前項に規定する遅延利息の日割計算においては、1年を365日として計算する。

## （所有権の移転及び引渡し）

第6条 当該物件の所有権は、乙が第3条の売買代金及び前条第2項に規定する遅延利息を完納したとき、甲から乙に移転するものとする。

2 当該物件の引渡しは、前項の規定により所有権が乙に移転した時にあったものとする。

3 構造物、設備、樹木、庭石その他の附属物は、別に約定のあるものを除き、当該物

件の引渡しと同時に乙の所有とする。

- 4 乙は、引渡しまでに当該物件の現状を確認し、後日に至り、異議を申し立てないものとする。

(所有権移転登記)

第7条 甲は、乙が売買代金等を完納し、登記に必要な書類を甲に提出した後、すみやかに管轄法務局に対し当該物件の所有権移転登記を嘱託するものとする。

- 2 前項の所有権移転登記に係る登録免許税、その他一切の費用は、乙の負担とする。

- 3 乙は、当該物件の登記識別情報通知と引替えに甲に受領書を提出するものとする。

(公租公課の負担責任)

第8条 所有権移転登記完了後における当該物件の公租公課その他一切の賦課金は、乙の負担とする。

(瑕疵担保責任)

第9条 乙は、この契約の締結後に当該物件に面積の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。ただし、当該契約が消費者契約法（平成12年法律第61号）の適用を受ける場合は、当該物件引き渡しの日から2年間はこの限りではない。

- 2 前項但し書きの規定に係わらず、甲は、当該物件に付随する擁壁等の構造物、給排水等の設備については、瑕疵担保責任を負わないものとする。

(指定用途)

第10条 乙は、当該物件について、土地利用計画書に記載の利用開始時期までに、土地利用目的の用に自ら供しなければならない。

(禁止用途)

第11条 乙は、当該物件を次の各号に掲げる用途に供してはならない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条第1項に定める風俗営業及び同条第5項に定める風俗関連営業その他これらに類する営業の用途

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団の事務所などの用途

- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所などの用途

- (4) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第5条第3号に規定する処分又は同法第7条に規定する解散の指定を受けた破壊的団体の事務所などの用途

- 2 甲は、前項に定める事項について必要があると認めるときは、当該物件について、実地に調査し、又は所要の報告を求めることができる。この場合、乙は、その調査を拒み、妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(違約金)

第12条 乙は、次の各号に定める事由が生じた場合は、それぞれ次の各号に定める金額

を違約金として甲に支払わなければならない。

- (1) 前条第1項に定める義務に違反したときは、売買代金の30パーセントに相当する額。
  - (2) 前条第2項に定める義務に違反し、正当な理由なく甲の実地調査を拒み、妨げ、又は甲への報告を怠ったときは、売買代金の10パーセントに相当する額。
- 2 前項の違約金は、違約罰であり、次条第2項第4号に定める損害賠償の額又はその一部とは解釈しない。

(契約の解除等)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

- (1) 期限又は期間内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認めるとき。
  - (2) 契約後、この契約について不正の事実を発見したとき。
  - (3) 磐田市契約規則（平成17年磐田市規則第32号）第46条第1項に規定する暴力団等排除に係る契約の解除事由に該当したとき。
  - (4) 前各号のほか、法令又はこの契約に違反したとき。
- 2 前項の規定により甲がこの契約を解除したときは、次の各号によるものとする。
- (1) 乙が第5条第1項に定める義務を履行しないときは、契約保証金は甲に帰属し、乙に返還しない。
  - (2) 乙が第5条第1項に定める義務をすでに履行しているときは、甲は、乙が次条に定める義務を履行したのを確認した後、売買代金から契約保証金に相当する額を差し引いた残額を利息を付さないで返還する。ただし、この場合における契約保証金に相当する額は、前条に規定する違約金又は本項第4号に定める損害賠償の予定又はその一部とは解釈しない。
  - (3) 乙が負担した契約費用及び当該物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用並びに前条の規定による違約金は、償還又は返還しないものとする。
  - (4) 甲に損害があれば、甲は、乙にその損害を請求することができる。
  - (5) 乙に損害があつても、乙は、甲にその損害を請求することができない。

(原状回復の義務)

第14条 乙は、前条の規定により甲がこの契約を解除したときは、甲が指定する期日までに当該物件を原状に回復して返還しなければならない。

- 2 乙は、前項の規定により甲に当該物件を返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転の承諾書を甲に提出しなければならない。この場合において、乙は、当該物件に所有権以外の権利が設定又は存するときは、あらかじめ当該権利を乙の責任において消滅させなければならない。

(相殺)

第15条 第13条の規定による契約の解除に伴い、甲が乙に売買代金を返還するときは、乙が甲に支払うべき第12条の違約金及び第13条第2項第4号の損害賠償

金は、意思表示なくして当然に返還する売買代金と相殺されるものとする。ただし、違約金又は損害賠償金が支払い済みの金員を上回るときは、乙は、甲に対してその差額を支払わなければならない。

2 乙が甲に対して有する売買代金返還請求権は譲渡できない。

(契約の費用)

第16条 本契約の締結に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(暴力団の排除のための協力)

第17条 乙は、この契約を履行するに当たって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、甲に報告するとともに、警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力をを行わなければならない。

(情報公開)

第18条 乙は、甲が磐田市情報公開条例（平成17年磐田市条例第25号）に基づきこの契約を全面公開することに同意する。

(裁判管轄)

第19条 この契約から生じる一切の訴えは、静岡地方裁判所浜松支部をもって管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第20条 この契約に疑義があるときは、法令の定めるところによるもののほか、甲乙双方協議の上処理するものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

(甲) 磐田市国府台3番地1

磐田市

磐田市長

印

(乙) 住所【落札者】

氏名

印

# 入札心得書

- 1 この心得書は、磐田市が実施する一般競争入札による市有地の売払いに参加しようとする者が守らなければならない事項を定めるものとします。
- 2 入札参加者は、入札に関し市の担当者の指示に従ってください。
- 3 入札に参加するためには、事前の申込みが必要です。入札参加希望者は、公告で指定された入札申込期間内に指定された場所へ「市有財産一般競争入札参加申込書兼受付書」に必要書類を添え、持参もしくは郵送（特定記録郵便に限る）により、入札参加申込みをしてください。
- 4 入札保証金の納付及び還付について
  - (1) 入札参加者は、入札日の受付時に、入札保証金として売買物件ごとに所定の金額を「入札案内書」に記載された方法により、納付してください。
  - (2) 落札者が納付した入札保証金は、契約締結後に還付します。なお、契約保証金に充当することもできます。
  - (3) 落札者以外の方が納付した入札保証金は、入札終了後、「入札保証金還付請求書兼口座振替依頼書」に基づき、指定の口座に還付します。
- 5 入札に参加することができる者は、3により入札参加申込みのうえ、入札日に受付手続きを完了し、入札開始時に公告で指定された場所（入札室）に入室していた者とします。
- 6 入札書の記載等について
  - (1) 入札者は、指定の入札書に必要な事項を記載し、記名（法人にあっては商号名称及び代表者名）押印のうえ提出してください。代理人にあっては、委任状に押印された代理人の印鑑を押印してください。
  - (2) 提出済みの入札書は、いかなる理由があっても、書き換え、引き換え又は撤回することはできません。
- 7 入札者は、入札に際し、入札案内書、物件調書、売買契約書、現地状況、入札物件の法令上の規制等のすべてを承知して入札するものとします。
- 8 入札参加者が談合その他不正、不当な行為をなし、関係職員が入札の公正な執行を妨げるおそれがあると認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札執行を延期若しくは中止することがあります。
- 9 次にいずれかに該当する者は、入札に参加することができません。
  - (1) 市税等を滞納している者
  - (2) 当該市有地に関する事務に従事する磐田市の職員
  - (3) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
  - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団並びに同法第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者及びこれらの者と密接な関係を有する者
  - (5) 次の各号の一に該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

- イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者
  - ロ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - ハ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
  - ニ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (6) 買い受けた市有地を次の各号に掲げる用途に供しようとする者
- イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に定める風俗営業又は同条第5項に定める風俗関連営業その他これらに類する用途
  - ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所又はその他これに類する用途
  - ハ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所又はその他これに類する用途
  - ニ 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第5条第3号に規定する処分又は同法第7条に規定する解散の指定を受けた破壊的団体の事務所又はその他これに類する用途
- (7) 一般競争入札参加申込書を市が指定した期日までに提出しなかった者
- (8) 前各号に定めるもののほか、必要とした条件を満たしていない者
- 10 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
- (1) 入札に参加する資格がない者がした入札
  - (2) 入札参加申込みをしなかった者がした入札
  - (3) 1人で1度に2通以上の入札書を提出した場合はその全部の入札
  - (4) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札
  - (5) 代理人で代理権の確認を受けていない代理人がした入札
  - (6) 1物件につき、1人で他人の代理人も兼ねて参加した者の入札又は1人で2人以上の代理をした者がした入札
  - (7) 入札書の金額を訂正した入札
  - (8) 入札書の入札金額、氏名(法人にあっては商号名称及び代表者名)の確認しがたいもの、押印のないもの、鉛筆書きのもの、その他主要な事項が誤字・脱字等により意思表示が不明瞭なため識別しがたいもの
  - (9) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと関係職員が認める場合においての全部の入札
  - (10) 入札に当たり他人を脅迫し、その他不正な行為があった者がした入札
  - (11) 入札に関し、市の担当職員の指示に従わなかった者がした入札
  - (12) 郵送による入札
  - (13) 前各号に掲げるもののほか「入札案内書」及びこの「入札心得書」に規定する入札に関する条項に違反した者がした入札
- 11 開札及び落札者の決定について
- (1) 開札は、入札の場所において入札の終了後、直ちに行います。

(2) 落札者は、有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が磐田市の定める最低売却価格以上で、かつ、最高の価格をもって有効な入札をした者とします。

(3) (2) に該当する者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定します。

#### 1 2 売買契約の締結について

(1) 落札者は、落札の通知を受けてから7日以内（土曜日、日曜日及び祝日を含む）に契約の締結をしなければなりません。

(2) 落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札は無効となり、入札保証金は、磐田市に帰属することになります。

(3) 落札者は、売買契約までに、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければなりません。

#### 1 3 売買代金の納付について

(1) 落札者は、契約締結日から30日以内（土曜日、日曜日及び祝日を含む）で市が指定する期日までに、売買代金から契約保証金を除いた金額を市が発行する納入通知書により納付しなければなりません。

(2) 契約保証金は、前項の金額を前項の期限までに完納したときに、売買代金の一部に充当します。ただし、前項の金額を前項の期限までに完納しないときは、市に帰属することになります。

#### 1 4 「入札案内書」及びこの「入札心得書」に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令、その他関連法令等の定めるところにより処理します。